

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年6月27日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 就学事務システム用端末機器等導入及び保守業務
- (2) 履 行 場 所 奈良市役所本庁舎（教育総務課内）
- (3) 履 行 期 間 端末機器等導入業務は契約締結日から令和7年11月30日まで
保守業務は、令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約）
- (4) 業 務 概 要 自治体情報システムの標準化・共通化に伴う就学事務システム（学齢簿編製等）の端末機器等の導入及び保守業務

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和7・8・9年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者の登録があり、次に掲げるすべての事項に該当することとします。

- (1) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間において、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものに対して同種のシステム機器導入及び保守業務の納入実績を2件以上有している者であること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与認定、または ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
令和7年6月27日から、令和7年7月13日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市教育部教育総務課（奈良市ホームページにも公表しています。）

4 仕様書等の質疑に関する事項

仕様書等に対する質疑がある場合は、次に従い、電子メールにより所定の様式で提出してください。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできません。

(1) 受付期間

令和7年7月4日 午後4時まで。

(2) 送付先メールアドレス

kyouikusoumu@city.nara.lg.jp

(3) 受付方法

質問書を使用し、電子メールにて提出すること。

また、電子メールの件名には「【一般競争入札質問書】就学事務システム用
端末機器等導入及び保守業務委託」と記載してください。電話、FAX等による問い合わせは受け付けません。

(4) 電子メール送付後、「10 その他(4)入札に関する問い合わせ先」に記載の電話番号に到達確認の連絡をしてください。

(5) 質問回答期日

質問書に対する回答は令和7年7月8日に奈良市ホームページに掲載予定です。

5 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

令和7年7月14日 午後1時15分

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第3号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 入札参加申請書

イ 会社概要 ※様式は自由。パンフレットでも可

ウ 業務体制表（任意様式）

※体制表には以下の役割が明確になるように記載してください。

また、各事業者の会社概要が分かる資料を添付してください。

- ・機器を納入する事業者（「納入事業者」）
- ・システムの構築を行う事業者（「構築事業者」）
- ・システムの保守を行う事業者（「保守事業者」）

エ 業務実績調書

※「納入事業者」「構築事業者」「保守事業者」について、事業者毎に「業務実績調書」を提出することとし、本市又は地方公共団体等他の官公庁（公社・公団を含む）に対しての同種のシステム機器の同種のシステム機器導入及び保守業務の実績が2件以上あることを確認できる書類（契約書の写し等）を添付してください。

オ 保守連絡体制表（様式自由）

カ 第三者認証を受けていることを証明する書類

※入札公告日において、「納入事業者」「構築事業者」「保守事業者」が次の証明を受けていること。

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク付与

認定、または ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度の認証

(2) 入札参加申請方法

令和7年6月27日から令和7年7月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市教育部教育総務課に（1）の書類を持参してください。

(3) 入札参加者の決定通知

令和7年7月8日までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法

持参入札とします。

入札書は（様式1）を使用し、**総額（導入業務及び保守業務5年分の合計）と内訳**を記入し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。内訳の導入業務については総額（税抜き）を、保守業務については月額（税抜き）を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 再度入札 再度入札は1回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に件名のない、又は間違いのある入札（内訳金額を含む。）

ケ 入札書の日付が入開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された令和7年度（導入業務及び保守業務4月分の合計）の予定価格の範囲内かつ総額（導入業務及び保守業務5年

分の合計)の予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約です。この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算の削減又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除する場合があります。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。
- (4) 入札に関する問い合わせ先
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市教育部教育総務課
電話 0742-34-5337
kyouikusoumu@city.nara.lg.jp